

1

《 自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明)の申請手続きについて 》

市営住宅の駐車場契約をしている自動車に対して、下記の事由により警察署に車庫証明交付申請を行う際の添付書類として、その駐車場の土地所有者(鳥取市)の承諾証明が必要となります。

この承諾証明書を「保管場所使用承諾証明書(以下、承諾証明書。)」といい、この承諾証明書は鳥取市建築住宅課で発行しています。(裏面の見本を参照ください。)

■「保管場所使用承諾証明書」は次の場合に必要です。

- ①車(新車・中古車)を新たに購入したとき。
- ②所有者(車の持ち主)が変更になったとき。
- ③引っ越し等で、現在使用している車の保管場所(車庫)を変更したとき。など

【 手続きの流れ 】

①「自家用車の保管場所使用承認申請書(以下、申請書。)」を駐車場管理人からもらい、必要事項に記入・押印する。



②「申請書」に駐車場管理人印をもらう。



③「申請書」を建築住宅課へ提出する。

見本：裏面 1



④後日、建築住宅課で「承諾証明書」を受け取る。

■発行手数料「300円」を持参ください。

■「承認申請書」を提出してから「承諾証明書」を発行するのに、日数がかかります。(提出日の翌日12:00~16:30までの間、翌々日以降は9:00~16:30までの間に来庁してください。土日祝日等の閉庁時は取り扱っていません。)

■家賃及び駐車場使用料に滞納がある世帯には、「承諾証明書」が発行できません。

2

《 (納車後に)自動車検査証が発行されたら 》

「承諾証明書」を受け取り後、後日新しい自動車の「自動車検査証(車検証)」が発行されたら、「市営住宅駐車場使用(変更)許可申請書」を駐車場管理人からもらい、下記の書類を添えて建築住宅課へ提出してください。

後日、「市営住宅駐車場使用(変更)許可決定通知書」を郵送します。

■申請に必要な書類

見本：裏面 2

- ①(新しい車の)車検証の写し
- ②(変更前の)市営住宅駐車場許可決定通知書の原本(もしくは紛失届)
 - ※「市営住宅駐車場使用(変更)許可申請書」には駐車場管理人印が必要。
 - ※新規申請の場合は不要です。
- ③課税免除決定通知書の写し(免除希望の方のみ)

1 保管場所使用承諾証明書 見本

保管場所使用承諾証明書	
保管場所の位置	鳥取市
使用者	〒 (680-) 住所 鳥取市 市営住宅 団地 号
	氏名
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 年 月 日 〒 (680-8571) 住所 鳥取市尚徳町116番地 氏名 鳥取市 鳥取市長 印 電話 (0857) 22-8111 (警察署長提出用)	
備考：他人の印章もしくは署名を使用するなど、偽造することは固く禁じられています。	

2 市営住宅駐車場使用(変更)許可決定通知書 見本

鳥取市指令受都住第 〇〇〇 号
令和 元年 5月 1日

〒 680-8571
鳥取市尚徳町116番地
市営住宅 〇〇団地 〇-〇 号
〇〇 〇〇 様

鳥取市長



市営住宅駐車場使用変更許可決定通知書

次のとおり、市営住宅駐車場の使用を変更許可します。

使用する区画番号 No. 1
自動車登録番号 鳥取〇〇〇あ〇〇〇〇
使用者 〇〇 〇〇
使用料の月額 〇〇〇 円
駐車場使用可能日 令和 元年 5月 1日
使用許可の期間 駐車場使用可能日から使用の資格を失うまで

注意事項

- この通知書は、大切に保管するとともに、市営住宅駐車場に駐車するときは、必ず、裏面を上にして、外部から見える場所に置いてください。
- 駐車場使用許可を受けた事項に変更を生じた場合は、所定の手続に従い、直ちに変更許可を受けてください。
- 所定の駐車区画を安全かつ正常な状態で使用するとともに、駐車場内での事故を未然に防ぐような運転に努めてください。
- その他裏面に記載の事項に留意のうえ、適正に使用してください。

使用する駐車場の区画番号 No. 1

自動車登録番号 鳥取〇〇〇あ〇〇〇〇

- 駐車場の明渡請求 次に掲げる場合には、駐車場使用許可を取り消し、明渡しを請求することがあります。
 - 駐車場使用者が第1項に規定する資格を失ったとき。
 - 駐車場使用者が鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例等関係条例の規定又はこれに基づく命令に違反したとき。
 - 駐車場使用者が高額所得者に該当したとき。
 - 駐車場使用者が鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例等関係条例に規定する市営住宅駐車場の明渡事由に該当したとき。
- 駐車場の使用に係る損害賠償責任
(1) 駐車場使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、駐車場若しくはその附帯設備又は他の自動車を損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
 - 天災、火災、盗難、損傷事故等による自動車の損害について、市はその賠償責任を負いません。
- 物価の変動、施設の改良等により、使用料を変更することがあります。

- 駐車場の明渡請求 次に掲げる場合には、駐車場使用許可を取り消し、明渡しを請求することがあります。
 - 駐車場使用者が第1項に規定する資格を失ったとき。
 - 駐車場使用者が鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例等関係条例の規定又はこれに基づく命令に違反したとき。
 - 駐車場使用者が高額所得者に該当したとき。
 - 駐車場使用者が鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例等関係条例に規定する市営住宅駐車場の明渡事由に該当したとき。
- 駐車場の使用に係る損害賠償責任
(1) 駐車場使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、駐車場若しくはその附帯設備又は他の自動車を損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
 - 天災、火災、盗難、損傷事故等による自動車の損害について、市はその賠償責任を負いません。
- 物価の変動、施設の改良等により、使用料を変更することがあります。